





下欄中「二十五年」を「三十年」に、「三十五年」を「四十年」に改める。

第二十一條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、」の下に「第二十二條の第二項に規定する場合の外、」を加え、「貸付金につき」を「貸付金の全部又は一部につき」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 貸付を受けた者で第十七條第一項第四号の規定に該当するものが第三十六條の規定に違反したとき。

第二十一條第五項を同條第四項とする。

(災害補償契約)

第二十二條の二 公庫は、貸付を受けた者を相手方として、公庫の貸付金に係る住宅が火災その他の政令で定める災害に因り滅失又はき損した場合において、公庫は滅失の場合にあつてはその時における当該住宅に係る貸付金の未償還額(その時において償還期の到来していないものに限る。以下同じ)の全部、き損の場合にあつてはその程度に應じその時における当該住宅に係る貸付金の未償還額の一部について償還を免除することを約し、貸付を受けた者はその対償として災害補償料を支拂ふことを約する契約(以下「災害補償契約」という。)を締結することができる。

2 前項の災害補償料の額は、当該災害補償料の支拂期日における当該住宅に係る貸付金の未償還額に政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

3 公庫は、第一項の規定により災害補償契約を締結した場合において、当該契約に係る住宅が貸付を受けた者の故意又は重大な過失に因つて滅失し、又はき損したときは、当該住宅に係る貸付金の未償還額について、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除する責を負わない。

4 災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基いて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したときは、公庫は、その免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

5 災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基いて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除しない前に、当該第三者が貸付を受けた者に対してその損害を賠償したときは、公庫は、貸付を受けた者が受領した当該賠償額(当該住宅が受領した公庫の貸付金による部分に相当する部分に限るものに限る。以下本項において同じ。)を限度として、当該契約に基き償還の免除をする責を負わない。この場合において、公庫は、貸付を受けた者が受領した当該賠償額を限度と

して、貸付を受けた者に対し、貸付金の未償還額の全部又は一部について一時償還を請求することができる。

6 公庫は、第十一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四條又は第六百五十七條の規定に該当する場合の外、貸付を受けた者が災害補償契約を締結したものが第二十一條第三項第一号に該当するとき、又は第一項の災害補償料を支拂期日後相當の期間を経過しても支拂わないときは、当該災害補償契約を解除することができる。

7 公庫は、貸付金に係る住宅が第一項に規定する災害に因りき損したために、災害補償契約に基き貸付金の未償還額の一部について償還を免除した場合において、当該貸付を受けた者の申出があるときは、第十七條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者に対し、当該住宅のき損部分の全部又は一部を原状に回復するのに必要な資金を貸し付けることができる。

8 第二十一條第一項の規定は、前項の規定により原状の回復に要する資金として貸し付けられた貸付金について準用する。

9 貸付金に係る住宅について、当該住宅を保険の目的とする一個又は複数の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあつて、当該損害保険契約が、ん補の責に任ずる災害の種類ごとに、当該損害保険契約の保険金額(個々の損害

保険契約があるときは、その合計額)と当該災害補償契約により当該住宅が滅失した場合において貸付金について償還を免除すべき金額とを合計した額が当該貸付金に係る住宅の価額を超過しているときは、これらの契約は、当該超過額をそれぞれ保険金額又は償還を免除すべき金額にあん分した額に相当する部分については、無効とする。

10 商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は複数の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあつて締結されている場合について準用する。

11 商法第六百四十三條から第六百四十五條まで及び第六百五十六條から第六百五十八條までの規定は、災害補償契約について準用する。この場合において、これらの規定中「保険契約者及び被保険者」、「保険契約者又は被保険者」、「被保険者」とあるのは、「住宅金融公庫」及び「貸付を受けた者」として同公庫に住宅金融公庫法第十二條の二第二項に規定する災害補償契約を締結したものと、「保険料」とあるのは「住宅金融公庫」と、同法第六百四十三條中「保険料」とあるのは「災害補償料」と、同法第六百四十五條第二項中「損害ヲ填補スル責ニ任ゼズ若シ既ニ保険金額ヲ支拂フ為シタルトキハ

其返還ヲ請求スルコトヲ得」とあるのは「償還ヲ免除スル責ニ任ゼズ若シ既ニ償還ヲ免除スルコトヲ得」と、同法第六百五十六條及び第六百五十七條中「保険期間」とあるのは「住宅金融公庫法第二十二條の二第一項に規定する災害補償契約の期間」と、同法第六百五十八條中「損害」とあるのは「住宅金融公庫法第二十二條の二第一項に規定する災害補償契約に依りテ補償セララルル災害ニ因ル損害」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項を次のように改める。  
公庫は、主務大臣の認可を受け、左の各号に掲げる者に対し、当該各号に規定する業務を委託することができる。

一 公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力とを有する銀行(日本銀行を除く)その他の金融機関 公庫の貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務(貸付の決定を除く)並びに災害補償契約に関する業務(災害に因る損害額の査定に関するものを除く)。

二 保険会社 災害補償契約に係る住宅の災害に因る損害額の査定

三 地方公共団体 貸付金に係る住宅の建設工事の審査、貸付金の回収に関連して取得した建設中の住宅に係る建設工事及び災

書補償契約に係る住宅の災害に因る損害額の査定

第二十三條第六項中「金融機関の下に」(受託者たる保険会社を含む。以下同じ。)を加え、同條に次の一項を加える。

7 保険会社は、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第五條第一項の規定にかかわらず、第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

第二十四條第二項中「火災保険契約」の下に「又は災害補償契約」を加え、同條の次に次の一條を加える。(災害補償契約)

第二十四條の二 公庫は、災害補償契約に関する業務を行うとするときは、あらかじめ災害補償契約を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の災害補償契約には、貸付金の未償還額の全部又は一部の償還の免除をすべき事由及び時期、災害補償契約の期間、公庫が義務を免かれるべき事由、災害補償契約の解除の原因及び解除した際の当事者の権利義務、災害に因る損害額の算定方法その他災害補償契約の内容となるべき事項を記載しなければならない。

3 公庫は、災害補償契約を締結する場合に、第一項の認可を受けたる災害補償契約に従つてこれをしなければならない。

第二十七條第一項中「利益金を生じたときは」の下に「第二十七條の二第一項の規定により災害補償準備

金として積み立てるものを除き、」を加え、第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七條の次に次の一條を加える。(災害補償準備金)

第二十七條の二 公庫は、政令で定めるところにより、毎事業年度において受け入れた第二十二條の二

第一項の災害補償料の金額から、当該事業年度中において災害補償契約に基づいて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したことに因る損失及び災害補償に係る業務のため要した経費を控除した金額を、毎事業年度末において、災害補償準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てられた災害補償準備金は、災害補償契約に基づいて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したことに因る損失の補てんに充てる場合を除く外、取りくずしてはならない。

第二十八條第三項中「資金のうち」を「資金を、郵便振替貯金とし、又は」に、「必要な金額を限り」を、必要な金額の範囲内において」に改める。

第三十五條第二項中「地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)に定める統制額の範囲内において」を「公庫の貸付金の償還額及び利息、公課、管理費、修繕費、火災保険料、災害補償料その他必要な費用を差しやくして」に改める。

第三十六條を次のように改める。(譲受人の選定及び譲渡の條件の基準)

第三十六條 貸付を受けた者で第七條第一項第四号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅を自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、譲受人の資格、譲受の選定方法その他譲渡の條件に關し主務官令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

第四十六條第一項中「第三十五條」の下に「又は第三十六條」を加える。

第四十九條第三号中「第十七條」の下に「及び第二十二條の二第七項」を加え、同條第五号中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同條第六号中「第五項」を「第四項」に改め、同條第七号を同條第八号とし、同條第八号を同條第九号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十四條の二第三項の規定に違反して主務大臣の認可を受けた災害補償契約によらないで災害補償契約を締結したとき。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十七條第三項各号列記以外の部分、第二十一條第四項各号列記以外の部分、第二十二條の二、第二十三條第六項及び第七項、第二十四條第二項、第二十四條の二、第二十七條第一項並びに第二十七條の二の改正規定、第二十三條第一項の改正規定中災害補償契約に関する部分並びに第四十九條の改正規定(第五号及び第六号に係る部分を除く。)並びに附則第三項の規定は、公布の日から三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(前項但書に掲げる部分を除く)施行前に住宅金融公庫が貸付を決定した貸付金の利率及び償還期間については、なお従前の例による。

3 公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「収入は、」の下に「国民金融公庫にあつては」を、「附屬雑収入とし、」の下に「住宅金融公庫にあつては貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、災害補償料収入及び附屬雑収入とし、」を加える。

野田國務大臣 たいま議題になりました。住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その理由と法案の概要を御説明申し上げます。御承知のごとく住宅金融公庫は、昭和二十五年五月設立され、翌六月より業務を開始して参つたのでございますが、その後業務の実績を検討し、国民各位の要望と批判に基きまして、極力その業務の改善を行い、第十国会におきましても、公庫法の一部改正が行われ、その円滑なる業務の運営が企図されて参つたのでございます。

さて、公庫は、当初貸付資金の全額を政府出資金及び米國対日援助見返資金特別会計よりの交付に仰いでおりましたが、昭和二十六年年度より資金運用部資金を借り入れることとなり、このための支拂利子と公庫経営の健全性を保持するため、若干の貸付利率の引上げを余儀なくされるに至りました。同時に公庫利用者の負担をでき得る限り最小限にとどめるとともにさらに業務

運営につき改善を加えるため、早急に住宅金融公庫法の一部について改正をはかる必要が認められるに至つたのであります。

第一に、住宅金融公庫の貸付金の財源は、右に述べましたごとく、当初政府出資金と対日援助見返資金特別会計よりの交付によつたのであります。が、昭和二十七年年度におきましては、國家財政の都合上、政府出資金五十億円と資金運用部資金よりの借入金百億円によることになつております。しかして資金運用部よりの借入金の利率は、昭和二十六年年度当初は、年五分五厘でありましたが、その後年六分五厘に引上げられましたので、公庫の経営上、貸付金の利率を現状のままにすえ置くことが不可能となり、五厘だけ引上げるのはやむを得ない次第に相なつたのであります。

これに伴う公庫利用者の負担の増加を極力軽減し、かつ、都市における耐火構造の住宅の建設を助成いたしたため、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅につきましては、償還期間の延長を行いたいと考へるのであります。

第二、公庫業務の経験によりまして、公庫から貸付を受けて住宅を建設しようとする者は、住宅の建設に關しては、ほとんど知識に乏しく、かつ、経験の少ない者でありまして、適當な土地の入手や、住宅の建設に關する手續、交渉等にきわめて難澁いたしており、ときに悪徳業者の巧言に惑わされ、思わざる損害をこうむつてゐる実例も少なくないのであります。この点にかんがみまして、確実な事業者に直接公庫の資金を融資して、優良な住宅を建て売りさせる道を開きますことは、

運営につき改善を加えるため、早急に住宅金融公庫法の一部について改正をはかる必要が認められるに至つたのであります。

住宅困窮者の利便と貸付金の使途の適正をはかるゆえんと存するのであります。

第三に、公庫はその債権を保全するため、従来公庫の貸付にかかる住宅について、火災保険をつけさせる扱いをして参つてゐるのであります。火災以外の災害に対しても、債権保全の万全を期する必要がある、かつ、これとともに債務者の負担をできるだけ軽減するために、公庫みずから火災補償契約を締結する道を開きたいと考えております。

なお、公庫の申込者は、実際貸付を受けることができる者の数倍に及びその費用も相当高額となりますので、申込者全員につきまして必要最小限度の申込み審査手数料を徴収いたしました。その業務費の一部に繰入れたことを考へております。

以上住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に關しまして、そのおもなる点を申し上げましたが、慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことを願つてやみません。

○松本委員長 本案に關する質疑は次会に譲りたいと思ひます。

○松本委員長 次いで本日の議案第二、公共工事の前拂金保証事業に關する法律案、内閣提出第一五〇号を議題といたします。政府側より提案理由の説明を聴取いたします。建設大臣野田卯一君。

公共工事の前拂金保証事業に關する法律案  
公共工事の前拂金保証事業に關する法律  
第一章 総則(第一條、第二條)

第二章 登録(第三條—第十一條)  
第三章 前拂金保証事業(第十二條—第二十條)

第四章 監督(第二十一條—第二十四條)

第五章 雜則(第二十五條—第二十八條)

第六章 罰則(第二十九條—第三十四條)

附則  
第一章 總則  
(この法律の目的)

第一條 この法律は、公共工事に關する前金拂の適正且つ円滑な実施を確保するため、前拂金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前拂金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄與することを目的とする。

(定義)  
第二條 この法律において「公共工事」とは、国、日本固有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に關する工事をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に關する工事であつて、建設大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前金拂の保証」とは、公共工事に關してその発注者が前金拂をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために、発注者がその工事の請負契約を解除したときに、前金拂をした額(出来形拂をしたときは、その金額を加えた額)から当該工事

の既済部分に對する代価に相當する額を控除した額(前金拂をした額)に出来形拂をした額を加えた場合においては、前金拂をした額を限度とする。以下「保証金」という。

3 この法律において「前金保証事業」とは、前金拂の保証をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五條の規定により建設大臣の登録を受けて前金保証事業を営む会社をいう。

第二章 登録  
(登録)

第三條 前金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(登録の申請)  
第四條 前條の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という)は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 商号  
二 本店、支店その他政令で定める營業に使用する場所の名称及び所在地  
三 資本の額  
四 取締役及び監査役(以下「役員」という)の氏名  
五 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款及び事業方法書  
二 役員履歴書及びその者が第一

六條第一項第五号の規定に該當しないことを誓約する書面  
三 收支の見積その他建設省令で定める事項を記載した事業計画書

3 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定める營業に使用する場所の権限に關する事項、保証限度、保証金額及び保証期間の制限、前金拂の保証に關する契約(以上「保証契約」という)の締結の手續に關する事項、保証の拒否の基準に關する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)  
第五條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合は、建設大臣は、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登記簿に登録しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)  
第六條 建設大臣は、第四條の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が左の各号の一に該當するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知し

て聽聞を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。  
二 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

三 第二十二條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過しないこと。  
四 この法律の規定により罰金の刑に處せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しないこと。

五 役員のうち、破産者で復権を得ない者、禁以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に處せられ、その執行を終つた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、且つ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

2 建設大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ聽聞の事項、場所及び期日を通知した上、その職員をして、当該登録申請者について聽聞させなければならない。この場合において、登録申請者が正当な理由がなくて聽聞に応じないとき

第一類第十六号 建設委員会議録第十九号 昭和二十七年四月十五日

は、聴聞をしないで登録を拒否することができる。

3 建設大臣は、前項の規定によりその職員をして聴聞させる場合には、参考人の出頭を求め、その職員をしてその意見を聴取させなければならない。

4 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 建設大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(申請による登録の変更)  
第七條 保証事業会社は、第四條第一項各号に掲げる事項又は同條第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。但し、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに事業方法書及び事業計画書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の前職歴書及びその者が前條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。

4 前二條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五條第一項及び第六條第一項中「登録の申請」とあるのは「登録の変更の申請」と、第五條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項」とあるのは「登録の変更の申請に係る事項」と、第五條第二項並びに第六條第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。

(営業の不開始又は休止に基く登録の取消)  
第八條 建設大臣は、第二十二條の規定により登録を取り消す場合を除く外、保証事業会社が第五條第一項の規定による登録を受けた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その営業を休止したときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行った後、その登録を取り消すことができる。

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否しようとするときは、」とあるのは「取り消しようとするときは、」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と、「拒否しようことができる。」とあるのは「取り消すことができる。」と読み替えるものとする。

第九條 保証事業会社が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。  
一 会社が合併に因り消滅した場合において、その業務を執行する役員であつた者  
二 破産に因り解散した場合においては、その破産管財人  
三 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人  
四 前拂金保証事業を廃止した場合においては、当該保証事業会社の業務を執行する役員であつた者

(登録のまつ消)  
第十條 建設大臣は、左の各号の一に掲げる場合においては、保証事業会社登録簿につき、当該保証事業会社に関する登録をまつ消しなければならない。  
一 第八條第一項又は第二十二條の規定により登録を取り消した場合  
二 前條の規定による届出があつた場合  
三 建設大臣が前條各号の一に掲げる場合に該当するものと認め、当該各号に掲げる者に通知して聴聞を行った後、その事実を確認した場合

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項第三号の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否」とあるのは「まつ消」と、「登録申請者」とあるのは「第九條各号の一に掲げる者」と読み替えるものとする。

(登録のまつ消の場合における保証契約の措置)  
第十一條 前條の規定により登録がまつ消された場合においては、当該保証事業会社であつた者又は第九條第一号に規定する場合において合併後存続する会社若しくは合併に因り設立された会社は、その登録のまつ消前に締結された保証契約については、その保証契約が結了するまでは、第三條の規定にかかわらず、当該保証契約の目的の範囲内においては、なお保証事業会社とみなす。

第三章 前拂金保証事業 (保証契約)  
第十二條 保証事業会社は、保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた前拂金保証契約(以下「保証契約」という。)に基かなければならない。

2 保証契約においては、左に掲げる事項を定めなければならない。  
一 保証料の利率及び支拂に関する事項  
二 保証金の額の決定及び支拂に関する事項  
三 第十七條第二項の規定により徴収すべき金額及び保証基金の拂いもどしに関する事項

3 保証事業会社は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に保証契約を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第五項の規定により承認を拒否する場合を除く外、遅滞なく、その承認をしなければならない。

5 建設大臣は、第三項の規定による承認の申請があつた場合において、保証契約の内容が法令に違反し、若しくは公正な運営を確保するため適当でないとき、又は保証契約を記載した書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該保証事業会社に通知して聴聞を行った後、その承認を拒否しなければならない。

6 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聴聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替えるものとする。

7 建設大臣は、第四項又は第五項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて当該保証事業会社に通知しなければならない。この場合において、承認を拒否する旨の通知には、その理由を示さなければならない。  
8 保証事業会社は、保証契約を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について建設大臣の承認を受けなければならない。  
9 第六條第二項から第四項まで並びに第三項から第五項まで及び第

七項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは「変更の承認」と、「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と読み替へるものとする。

(保証金の支拂)

第十三條 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を条件として前金拂をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないため、その請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支拂を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受理した日から三十日以内に保証金を支拂わなければならない。

(保証料の拂い戻し)

第十四條 保証事業会社は、第五條の規定により登録を受けた日の属する事業年度以降三事業年度を限つて、保証約款で定めるところにより、保証契約を締結した請負者(以下「保証契約者」という。)が支拂つた保証料の総額に於いて保証料の一部を当該保証契約者に対して拂い戻すことができる。

2 保証事業会社が前項の規定により保証料の一部を拂い戻したと

きは、その金額は、拂い戻しをした当該事業年度の保証事業会社の所得の計算上、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項に規定する総損金に算入する。

3 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十五條までの規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び拂い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認められる場合を除く外、適用しない。

(責任準備金の計上)

第十五條 保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、そのまだ経過していない保証期間に対応する保証料の総額に相当する金額を事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

2 保証事業会社が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、当該計上した事業年度における当該保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。

3 前項の規定により総損金に算入された責任準備金の金額は、その翌事業年度における保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する総損金に算入する。

(支拂備金の積立)

第十六條 保証事業会社は、決算期ごとに左の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支拂備金

として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂うべき保証金その他の金額のうち、決算期までにその支拂が終了しないものがある場合においては、その金額

二 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支拂う義務が生じた認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支拂うべきものと認められる金額

三 現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支拂つていないものがある場合においては、その金額

(保証基金の積立)

第十七條 保証事業会社は、定款で定めるところにより、保証基金を設けなければならない。

2 保証事業会社は、前項の保証基金を積み立てるため、保証約款で定めるところにより、保証契約ごとに当該保証契約者から保証約款で定める金額を徴収することができる。

3 保証事業会社は、責任準備金をもつて保証債務を支拂うことができない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合限り、保証基金を使用することができる。

(保証契約の解約)

第十八條 保証事業会社は、発注者の責に帰すべき事由に因り請負契約が解除された場合においては、発注者の同意を得ないで保証契約

を解約することができる。

2 保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合においては、保証契約を解約することができる。

(兼業の制限)

第十九條 保証事業会社は、左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない。

一 公共工事の請負者が銀行その他の政令で定める金融機関から当該工事に関する資金(設備の取得及び改良に関する資金を除く。)の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業

二 前項保証事業に附随する事業

(常務役員の仕事主義)

第二十條 保証事業会社の常務に従事する役員が他の会社の常務に従事しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

第四章 監督

(事業改善の命令)

第二十一條 建設大臣は、保証事業会社の行方事業について発注者又は請負者の利便を阻害している事実があると認めるときは、中央建設事業審議会の意見を聞いた上で、当該保証事業会社に対して、事業方法書又は保証約款を変更することを命ずることができる。

(違反行為等に対する処分)

第二十二條 建設大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反しているとき、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は

違反是正のための適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 建設大臣は、保証事業会社又はその役員が左の各号の一に該当すると認めるときは、中央建設事業審議会の意見を聞いた上で、理由を示し、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員解任を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分を違反したとき

二 第六條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき

三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合においては、中央建設事業審議会の意見を聞く前に、あらかじめその職員をして、当該保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならない。

4 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」、「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「処分をしようとする場合にあつては」と、「登録を拒否することができる」とあるのは「処分することができる」と読み替へるものとする。

(事業報告書の提出)

第二十三條 保証事業会社は、事業

年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。  
(報告び検査)

第二十四條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(審査の請求)

第二十五條 土木建築に関する工事の請負を業とする者は、建設省令で定めるところにより、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めるとき、又は保証事業会社の行う事業について土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認められるときは、建設大臣に審査の請求をすることができる。

2 建設大臣は、前項の審査の請求を受けたときは、明らかに審査の請求に係る事実がないと認める場

合を除き、その職員をして当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならない。

3 第六條第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「審査の請求を受けたときは」と、前條第二項中「前項の職員をして当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員」と読み替えるものとする。

4 建設大臣は、前二項の規定による審査の結果、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めるときは同項に規定する処分をし、又、土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認めるときは第二十一條に規定する処分若しくは必要な指示をし、若しくは適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

(大蔵大臣との協議)

第二十六條 建設大臣は、第五條、第六條、第十二條、第二十一條又は第二十二條に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(前拂金の使途の監査)

第二十七條 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者

が請負者に前拂金を支拂つた場合においては、当該請負者が前拂金を適正に当該工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。

(不適用規定)

第二十八條 第十九條及び第二十條の規定は、銀行その他の政令で定める者が第五條の規定により登録を受けて前拂金保証事業を営む場合については、適用しない。

第六章 罰則

(罰則)

第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

三 第十七條第一項の規定に違反して保証基金を設けなかつた者

四 第十九條の規定に違反して同條各号の一に掲げる事業以外の事業を営んだ者

五 第二十二條第二項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 第十七條第三項の規定に違反して保証基金を使用した者

三 第二十條の規定に違反して他の会社の業務に従事した者

又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 保証事業会社が第五條の規定による登録を受けた日の属する事業年度において計上すべき責任準備金は、第十五條第一項の規定にかかわらず、保証料の総額に政令で定める割合を乗じて得た金額にすることができる。第十五條第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

3 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中への次に次のように加える。

ト 公共工事の前拂金保証事業に関する法律(第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社)

5 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事」を「他の法律によりその権限に属せしめられた事項を処理する外、建設大臣又は都道府県知事」に改める。

○野田國務大臣 国、公共企業体または地方公共団体等の発注する公共工事は、国土の再建その他公共の福祉を増進するためにきわめて重要であつて、その年間工事量は、全建設工事量の半ば以上を占める状況であります。最近これらの公共工事の着工資金の調達に請負業者にとつてきわめて困難な問題となつておられます。

その原因を考えますに、民間の建設工事にありますには、発注者は請負業者に前拂金を支拂うことが通例であり、ほとんど商慣習となつておりますが、公共工事につきましては、一部の例外を除いて、従来前金拂いをしないことが原則となつてゐるため、請負業者は着工資金の調達について全面的に金融機関に依存せざるを得ないのであります。しかるに建設業者は一般に自己資本が薄弱であり、その企業の性質上担保となるような資産に乏しく、またその経営状態の判断が困難であること等の理由によりまして、他の産業に比して金融機関からの融資が円滑を期しがたく、その金融難はきわめて深刻であります。この結果、公共工事全般にわたつて、工期の遅延、工事費の増大等を招来し、ひいては公共工事の適正な遂行を阻害することが憂慮せられるのみではなく、公共工事に関して前金拂

いの道を閉ざすことは、諸資材が廉価にかつ確實迅速に手配され、その他着工準備が迅速になされ、あるいは金融機関に對する利子が不要になる等の利便がありまして、積極的に建設工事の適正な施工に寄與するのであります。この際すみやかに公共工事に関する前拂金制度を確立することが緊要と考へられるのであります。

しかして、この前拂金制度の適正かつ円滑な運営を期しますためには、前拂金を支出する発注機関の危険負担を除去するとともに、前拂金が当該公共工事のみ使用されることを保証し、発注者が安心して前拂金の支出ができるような公共工事の前拂金に對する保証事業を営む会社の確立が必要であります。現に民間において、かかる会社の設立が企図されつつある状況であります。この前拂金保証事業を営む会社は、その業務がはなはだ公共性が強く、建設業者の経営または信用に重大な関連を有すること等にかんがみまして、その事業の公共にかつ堅実な営業を確保するため、政府において事業資格者の基準を設け、事業の運営について、最小限度の指導、監督を加へることが必要と認められるのであります。

ここに於いて公共工事の前拂金保証事業を営む者について登録の実施、前拂金保証事業の運営の準則等を内容とする公共工事の前拂金保証事業に関する法律案を提案し、この事業の健全な発達をはかり、もつて公共工事の前金拂いの適正かつ円滑な実施の確保、ひいては公共工事の適正な施工に寄與せんとするものであります。

以下本法律案の大綱を御説明申し上げます。

第一にこの法律案の適用ある公共工事は、国、日本国有鉄道、日本専売公社または地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事のほか、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事であつて、政府の指定する公益性の強い工事を考へておられます。

第二に前拂金保証事業を営もうとするときは登録を必要とすることとし、一定の要件を欠く能力、信用の乏しい事業者を排除し、あるいは不正な事業の運営に對して監督手段を発動する根拠としたいと考へておられます。

第三に保証事業会社の公正な運営と健全な経営を確保するために、保証約款の承認、保証金の支拂いに関する規定、責任準備金の計上、保証基金及び支拂い準備金の積立てに関する規定、常務役員の前拂金主義に関する規定等を設けたのであります。なお、保証事業会社は前拂金保証事業のほか、公共工事に関する運轉資金について請負者の金融機関に對する債務を保証する事業を営むことができることとし、その他の事業は兼業できないことになつておられます。

第四に保証事業会社の事業が発注者または請負者の利便を阻害してゐる場合に、事業改善の命令をすることができるとし、また保証事業会社に一定の不正な事実がある場合に指示あるいは勧告を行うとともに、悪質な場合においては、営業の停止または登録の取消し等をなし得る等必要な監督の規定を設けたいと考へておられます。

最後に、この保証事業会社の公正な運営を期しますために審査の請求に関する規定を置き、土木建築に関する工事の請負を業とする者が保証事業会社の事業について不当にその利便を阻害されてゐると認めるとした場合においては、審査を請求する道を閉ざし、また請負業者が保証を受けた前拂金を当該公共工事に使用してゐるかを保証事業会社が厳正に監査すべきことを定め、前拂金制度の運営について適正を期してゐるのであります。

以上が公共工事の前拂金保証事業に関する法律案の大綱であります。なお、この法律案と並し行つて、予算、決算及び会計令臨時特例、地方自治法施行令等を改正して、この法律案によつて登録を受けた保証事業会社の保証を得た場合においては、建設工事について前金拂いをするのであります。それらに御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松本委員長 本案に関する質疑は次会に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○松本委員長 御異議なきものと認め、さよう決します。

○松本委員長 次いで議題第三、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案、内閣提出第一六四号を議題といたします。政府側より説明を求めます。

特別調達局長官根道政府委員。  
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案  
(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」といふ)の用に供する土地等の使用又は收用に関し規定することを目的とする。

(定義)  
第二條 この法律において「土地等」とは、土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地收用法(昭和二十六年法律第二百九号)第五條に規定する権利をいふ。建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとす。

(土地等の使用又は收用)  
第三條 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は收用することができる。

(土地等の使用又は收用の認定の申請)  
第四條 調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は收用しようとするときは、土地等の所有者(土地收用法第五條に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ)又は関係人の意見書その他政

九

令で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を調達局長官を通じて内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、総理府令で定める。

(土地等の使用又は収用の認定)

第五條 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三條に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第六條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行うおとす場合において、必要があるとき、関係行政機関の長及び学識経験者有する者の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分の通知、告示及び公告)

第七條 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知するとともに、当該調達局長の名称及び使用し、又は収用すべき土地等を官報で告示しなければならない。

2 調達局長は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、使用し、又は収用しようとする土地等の所

在、種類及び数量を、調達局長が定める方法で公告するとともに、土地等の所有者及び関係人に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知しなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第八條 前條第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は収用する必要がなくなつたときは、調達局長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同條第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。

(建物の使用に代る収用の請求)

第九條 建物を使用する場合において、建物の使用が三年以上(使用期間の更新の結果三年以上となる場合を含む)にわたるとき、又は建物の使用に因つて建物の形状を變更し従来用いた目的に供することを著しく困難にするときは、建物の所有者は、その建物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定に

よる建物の収用について準用する。この場合において、土地収用法第八十一條第二項中「土地」とあるのは「建物」と、同條第三項第二号中「事業者」とあるのは「調達局長」と、「事業」とあるのは「建物の使用」と読み替へるものとする。

(土地等の使用に対する損害補償の金額の支拂)

第十條 土地等を使用する場合において、その使用の期間が一年をこえるときは、調達局長は、当該使用に對する損害補償の金額を一年分ごとに分割して支拂うことができる。但し、その支拂は、当該分割して支拂われる損失補償の金額に對する使用の期間の開始の日までにしなければならない。

(土地等の返還及び原状回復の制限)

第十一條 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができることを認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならない。

3 第十一條の場合において、建物の使用中に有益費が費されたことに因り、その建物の所有者に利得が生じているときは、利得の存する限度において、これを固に納付さ

せることができる。

4 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定めるところにより、七年以内の範囲内において延納を認めることができる。(不服の申立)

第十二條 前條第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同條第二項の規定による損失の補償又は同條第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に對し不服の申立をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の不服の申立に對し裁決をしようとするときは、あらかじめ、中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならない。

(引渡調書)

第十三條 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせ上、総理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所

二 返還する土地等の種類、数量及び形状

三 その他返還の際の現状を確認するに必要な事項

3 土地収用法第三十六條第二項から第五項まで及び第三十八條の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。この場合

において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは「引渡調書」と、「事業者」とあるのは「調達局長」と、「土地所有者」とあるのは「土地等の所有者」と読み替へるものとする。

(土地収用法の適用)

第十四條 第三條の規定による土地等の使用又は収用に関しては、この法律に特別の定のある場合を除く外、「土地等の使用又は収用」を「土地収用法第三條各号の一に掲げる事業」と、「調達局長」を「事業者」と、「土地等の使用又は収用の認定」を「事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「事業の認定の告示」と、「第七條第二項の規定による公告及び通知」を「土地収用法第三十三條の規定による土地細目の公告及び通知」とみなして、土地収用法の規定第一條から第三條まで、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條、第十三條、第三十一條から第三十三條まで、第五章第一節、第二百二十二條、第二百二十三條第六項、第二百五十五條第一号及び第三号から第五号まで、第二百二十九條第一項、第三百十條第一項、第三百二十九條並びに第四百十三條第五号の規定を除くを適用する。但し、土地等の使用の期間が一年をこえる場合においては、土地収用法第九十五條第一項及び第九百條中「裁判に係る補償金の拂渡」とあるのは、「裁判に係る補償金のうち、使用に對する損失補償に係るもの中最初の一年間の使用に對する部分の拂渡」とする。

2 前項但書に規定するものを除く外、同項の適用に關し必要な技術的事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお引き続き駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び關係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び關係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ。

3 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び關係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を拂い渡さなければならぬ。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することによつて生ずる損失を土地收用法第六章第一節（第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支拂つた損失補償額は、前項の規定による

損失補償の金額の内拂とする。

6 第四項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、收用委員会に對し、裁決を申請することができ。

7 調達局長は、第二項の規定によつて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に對し、土地等を原状に回復することを請求することがある。但し、当該土地等が第四項の規定により土地收用法第七十三條後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十一條及び第十二條の規定は、前項の規定により土地等の所有者に土地等が返還する場合について準用する。

10 調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改定する。

第十二條の第三項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第 号）第十二條第二

項（同法附則第九項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣の諮問に應じ、意見を述べることができ。

○根據政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基いて締結された行政協定により、日本国はアメリカ合衆国に對し、安全保障條約第一條に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することとなりました。この義務を履行するためアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用または收用手続について必要な規定をし、もつて條約の遵守と私有の財産権との調整をはかることが、この法律案の目的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等が、民有のものである場合は、日本政府はこれらの所有者または権利者と相互の自由意思に基く貸借借もしくは売買等の契約に基いて土地等の使用権または所有権を取得し、これをアメリカ合衆国軍隊に提供するものが本来の建前でございます。このため日本政府としては所有者または権利者との自由意思に基く契約の締結のためあらゆる努力をいたすと考えておりますが、これらの努力にもかかわらず相互の合意に基く契約の締結が不可能である場合には、やむを得ずこの法律によりまして目的物を使用または收用し得ることとし、條約上の義務を履行いたしましたことと存するのであります。

この法律を適用して、やむを得ず土地等の使用、または收用手続を進める必要がある場合におきましては、その使用または收用の手続の過程におきま

して、所有者等に不安を與えまたは財産上の損失を與える等のことがないよう十分留意することといたしまして、このためこれらの点についての詳細な規定をして土地收用法を駐留軍の必要とする土地等を使用または收用する場合にも適用することを原則といたしました。

しかしながら駐留軍の必要とする土地等の使用または收用についても、若干の特例を規定することが必要かつ適切であると思われましますので、これらの点を特に規定することといたしました。

その主要な点を申し述べますと、第一に、土地收用法におきましては土地等の收用を主とし、使用を従として規定しておりますことに對照しまして、この法律においては駐留軍の存在が臨時的、一時的なものであるとの前提のもとに、使用を主とし、收用を従とする建前をとつております。

第二に、土地收用法の規定する事業の認定手続につきましては、他の多くの特別法におきましても例外手続が規定されておるのでありますが、駐留軍の必要とする土地等の使用または收用の認定手続についても特例を規定することといたしました。

第三に、駐留軍の引揚げ、移転等に伴う土地等の使用停止等の結果、従来使用中の土地等を、これらの所有者または権利者に返還する場合には、使用中形質を変更したような場合には、これを原状に復して相手方に返還することを著しく困難であるとか、または客観的に見て原状に復することが適正かつ合理的でない認められる場

合には、原状に復さないで返還することができるとし、原状に復さないことによつて所有者等に損害を與えた場合は、これを補償することといたしました。

また建物の返還に際し、建物の使用中その改良のため有益費が費されたことによりまして、その建物の所有者等に利得が生じているときは、利得の存する限度におきまして、利得金を国に納付させることができるといたしました。

なお以上の点について、政府の決定に不服がある者は、内閣総理大臣に不服の申立てをすることができ道を開いております。

○松本委員長 ちよつと速記をやめて。  
〔速記中止〕

○松本委員長 速記を始めて。  
本案に関する質疑の通告がありま  
す。順次これを許します。上林山委員  
君。

○上林山委員 日本国とアメリカ合衆  
国との間の安全保障條約第三條に基  
く行政協定の実施に伴う土地等の使用等  
に関する特別措置法案について、若干  
質疑を試みたいと思ひます。

まず第一にお尋ねをいたしたいこと  
は、本法案を臨時措置法案とせず  
に特別措置法案とした根本の理由につ  
いて伺いたたいであります。あくまで  
われわれは、これは臨時措置法案の性質  
が適當である、こういうふうにお考  
へておられるが、何がゆゑに特別措  
置法案というふうな性格を持つて来た  
か、この点であります。

○長岡政府委員 性質的には仰せの  
ごとく臨時の性質であると私も考  
へております。ただこれは特例を設けた  
特別の措置法案という意味において特別  
というふうにつけられたものだと思  
はして提出いたしました次第であります。

○上林山委員 私の質問の趣旨の通り  
であるとするならば、これは特別臨時  
措置法案とでも改めるのが私は最も妥  
当である、こういうふうにお考へるが、  
政府においてはこれを改める意思はあ  
るのか、ないのか。なければこちらの  
方で訂正をいたしたいと思ひます、そ  
れに対してどう思ひますか。これを伺  
つておきたい。

○根道政府委員 その名称につきま  
して特別に拘泥する必要も私はないも  
のと存しますが、いろいろなほかの法案

の場合に比較いたしましたして、それを入  
れることが適當であるとお考へに相  
なるならば、私といたしまして別段の異  
存はございません。

○上林山委員 法案の内容と法案の名  
目とはできるだけ一致する方が立法の  
技術の上においてわれわれは適當であ  
る、こういうふうにお考へるのであり  
ますから、われわれの意思表示は後刻適  
当な時期にいたしたいと思ひます。こ  
の点についてはこの程度にとど  
めさせていただきますが、さらに第二  
にお尋ねをいたしたいことは、本法案  
の趣旨は、説明にあつた通り條約の  
遵守と私有の財産権との調整をはか  
るための特別立法である、こういう  
ことであるが、

たゞいまの説明を承りまして、われ  
われは必要はないものである、こ  
ういふふうにお考へたのでありま  
すが、そのお尋ねを申し上げますと、  
第一に土地収用法があるんだ、  
だから土地収用法を原則として政府  
においてもこの場合にも適用するん  
だ、いふふうにはつきりと言つてお  
られる。してみればたゞいま土地収  
用法で原則としてやるが、特別の例  
があるからこれを妥當に解決するた  
めには、

ある、こういうふうにお考へたので  
ありますけれども、一、二、三とあげ  
られた理由は必ずしもそれに合つて  
おられない。もしそれについてな  
お不便であるとするならば、何が  
ゆゑに土地収用法の改正を試み  
なかつたのであるか。原則として  
大部分のものが土地収用法を適用  
できるのだと政府も言明してお  
るのだから、そのわずかなばかり  
の特例のために特別の立法をする  
というよりは本則ではない。してみ  
れば土地収用法の一部を改正して、  
その特例を解決し得る立法措置を  
なせ政府としてとらなかつたので  
あるか、私はこの根本の理由が、  
先ほどの政府委員の説明ではまだ  
納得できないのであります。この  
根本的な立法の方針についてま  
ず伺いたたいのであります。

○長岡政府委員 土地収用法にお  
きましては収用が原則になつてお  
りまして、使用が例外的になつて  
おりますので、本法案におきま  
しては使用を原則にいたしました  
ことと、それから土地の収用法に  
おきましては建物の規定がござ  
いませぬので、本件の場合にお  
きましては、土地並びに建物が  
双方使用なり収用の目的になり  
ますので、土地収用法の規定を  
適用いたしました。この点につ  
きまして別に規定を設けた方が  
適當であらうとお考へます。

なにお先ほどお話のございました  
通り、土地収用法を訂正したら  
という考へもあるものでありま  
すが、われわれといたしまして  
もこの規定が臨時的に早く解  
消することを希望してござい  
ますので、根本法たる土地収  
用法に手をつけずに別な法律  
案を出した方が適當であらう  
とお考へた次第であります。

○上林山委員 たゞいまのお答  
えの中に、土地収用法は土地の  
収用を主としておられるのであ  
る、使用を従としておられる  
のだ、こういうふうにお話であ  
りますが、必ずしも私はその答  
えは正確でないと思ひます。土  
地を収用する目的の前提は、  
あくまでも使用するということ  
が前提になつておられるので  
ないか。ただ単に土地を収用  
するのではない。こういう見地  
から考へますと、たゞいまの  
答えは私には納得できないので  
あります。たゞいまの答えは私  
には改正の理由にはならぬと  
考へます。

○長岡政府委員 御説明で建物の場  
合があるから、この点は確かに御説  
の通り私は理由があると思ひ  
ます。土地の収用に関する問題  
は一部改正して特例的なものを  
措置できる手段をとつて、  
あくまでもこれは建物等に関  
する臨時の措置法案である  
方が私は最もよく通つた考  
え方である、こういうふう  
にお考へておられるのであり  
ます。あくまでも土地の収  
用法による収用は、収用が  
主であつて使用が従であると、  
駐留軍の關係のものは使用  
が主であつて収用は従であ  
ると、駐留軍の場合ではた  
して日本にこれがあるのか、  
今のところはつきりわかつて  
いないのでありますから、  
そういう点から考へてみても、  
私は収用が主であるかある  
いは従であるかという議論は、  
これはあまりにも観念的な  
議論に過ぎない、實際問題  
として私は適切でない、こ  
ういふふうにお考へるの  
ではないかと考へますが、  
あくまでも先ほどの議論を  
推進されるつもりか、さ  
ういふ考へであるとする  
ならば、具体的な例をもつ  
てこれから順次質疑を試  
みてみなければならぬので  
あります。その辺をお答  
え願ひたいと思ひます。

○長岡政府委員 収用が主で  
使用が従と申し上げました  
のは、土地収用の場合にお  
きましては、土地使用が前提  
であることにもちろんござ  
いまして、ただ駐留軍に土  
地建物を提供いたします  
場合には、これは従来の例  
から見ても、用が済んだら  
返すというところが大体  
原則になつておられる  
ので、本法におきまして  
は使用が主であつて収用  
が従である、という  
意味に申し上げたので  
あります。なにおた  
だいま御指摘に相  
なりました

ことまことにその通りな  
のであります。土地収用法  
の場合におきましては、  
土地の利用者と企業者  
が同じ法人なり団体で  
ございまして、使用  
者は駐留軍であります。  
いわば企業者にあたり  
ますものは日本政府にな  
つておられるので、  
がような關係も根本  
的に違つておられる  
ので、ございまして、  
土地収用法の改正とい  
うことを避けまして、  
この特別の立法をした  
方が至當であらうと考  
へました次第でござ  
います。

○上林山委員 それならば少し  
裏の方からお尋ねをしてみ  
ますが、土地収用法を  
原則として、この臨時  
措置法案の場合に適用  
するといふのは、  
具体的な例を二、三  
示してもらいた  
い。

○長岡政府委員 現に進駐軍に  
提供いたしておりますが、  
たとえば土地につ  
きましては、演習地  
であるとかある  
いはその他軍の  
施設をする土地を  
提供する場合がございます。  
この場合に、先  
ほど長官から提  
案理由を説明し  
上げました際に  
申し上げました  
通り、今後  
でき得る限り  
所有者との話  
をつけまして、  
円満な無理の  
ないことを行  
きたいとお考  
へておられる  
のであります  
が、その際に  
何らかの理由  
で、どうして  
その土地を  
話し合ひで  
借り上げられ  
ない、買  
い取ることが  
できないとい  
う場合があ  
るものであり  
ます。それは  
建物につき  
ましても同じ  
ことござい  
ます。軍の駐  
留の關係で  
現在軍が使  
つておられ  
ますものを  
返すことが  
相當手間取  
りまして、  
それがため  
に契約を結  
んで行か  
なければなら  
ぬ場合に、  
その建物の  
所有者が  
これを拒む  
、しかも  
それがため  
に條約

上の義務の履行ができない。しかも公平に見てこの建物なり土地を駐留軍に提供することが至当である。こういう判断に立ちました場合に、やむなくこの法律によりまして強制したいという考えでございます。

○上林山委員 たいだいまの説明は矛盾だらけと申しますか、さつぱり要を得ない答弁だと思えます。私は先ほどから申し上げる通り、土地と建物は区別して考えていいのじゃないか。建物の場合は確かにお説の通り理由が相当にあると思えますが、土地の場合においては必ずしもそうじゃない、こういう立論の上に立つて私はお尋ねしておるわけでありませう。そこで、それならば土地を収用する場合に、あるいは使用する場合に、できるだけ相互の合意に基く契約で行きたい、万やむを得ないときにのみこの法律を適用するのだ、こういうふうに行われるかと思つて、原則としては土地収用法を適用するのだが、特別の場合のみこの法律を適用するんだと説明されている。お二人ともそうである。そこで私が、それならば、土地収用あるいは使用の場合に原則として土地収用法を適用する具体的な例は何だというふうにお尋ねしたところが、これは、演習地であるとか、現に軍が使つている土地等であるというふうに行われる。よく聞きなさい。

その場合に、いわゆるこの特別の法律を相談できない場合に適用するのだと言つているのは矛盾するのだと言つておられる。だから、原則としていわゆる土地収用法を適用する場合の大きな具体的問題は、二、三例示するならばどんなことがあるのか。それ以外の場合は、いわゆる臨時処置的な本

法律によつて適用するのだというふうな説明がつかなければならぬ。どうも矛盾していると思つて。

○長岡政府委員 土地収用法を原則として適用すると申し上げましたことと、契約によるのだと申し上げましたことと矛盾しているという御指摘でございますが、(違ふ)違ふ、そうじゃないのだと呼ぶ者あり)私の申し上げましたのは、この強制……

○上林山委員 私の言つたことがわかつていないようだから、もう一度要点を申し上げるから、委員長、ちよつと速記をとめてください。

○松本委員長 速記をとめて……

○松本委員長 (速記中止)

○長岡政府委員 土地を使ひます順序を申し上げますならば、まず、この土地が必要であるという判断に立ちました場合にまず行ひますことは、所有者と話をいたしまして随意契約の形で行きたいということが第一前提でございます。それで、それが行われません場合に収用いたしますときには、その強制収用をいたしますときには土地収用法を原則として適用いたしまして、それだけでは足りない特別な措置があるから、この立法をして、これをカバーするという意味で申し上げた次第であります。

○上林山委員 もう少しあなた方勉強しないためです。あるいはもつとまじめに答えていただかなければ困る。ぼくは二へんも三へんも同じことを言つておるのです。要点は土地収用法を、原則として契約がととのわぬ場合

合は適用するんだと言つておる。具体的にはどういふ例示があるのか、二、三示してもらいたい。なお本法案を臨時措置的に適用する場合等の土地収用法との区別、その基準を一体どこに置いておられるのか、どこでそれをわけることができぬのか、こういうわけなんです。ぼくらは実際問題としてわけられぬと思つておるのだが、どうしてわけられるのか。

○沼尻説明員 ちよつと私の方の説明が不十分でありまして、誤解があつたと存じますが、土地収用法を原則として適用するという意味は、この駐留軍のために土地等を使用、収用する場合等におきましては、多くの場合は土地収用法の規定をそのまま準用しておるわけでありませう、その土地収用法だけでは不十分でございますので、特例を設けたわけでございます。従いましてある場合には土地収用法により、ある場合にはこの法律によるという趣旨でございます。全部この法律によつてやるわけでございます。ただこの法律の規定の建前は、すべて土地収用法によつてやるんだという意味でございます。従いまして損失補償等については規定ございませんが、それらについてはすべて土地収用法によつてやるという意味でございます。

○上林山委員 たいだいまの説明員の説明の通りで政府委員は承認しておられるのか。説明員の説明では、あくまでも本法案を原則として適用するのである、土地収用法は原則として適用するのではなくて準用するのである。こういう説明であるが、そうであるかどうか。

○長岡政府委員 私の説明がまことに不十分でござつたので、誤解をお招きしたかと思ひます。(違ふ)違ふはなさい、このプリントにも原則として適用すると書いてある(違ふ)違ふ者あり)それはたいだいま説明員が申し上げました通り、土地収用法を補充的に適用する意味でございますが、原則的に説明書にも書きましたのは、大部分の規定が土地収用法の規定を適用いたしておりますために、さういふ言葉を使ひました次第であります。

○上林山委員 たいだいま訂正をされたので、その点は一応了といたしますが、あまりにも私は説明が不親切であるというか、錯覚の上に立つた無理な説明をしようとしておられるのごとく考えましたので、質問申し上げたわけがあります。そこでさらに申し上げたいことは、私が申し上げました土地収用法を原則として、そうして土地に關する限り土地収用法を一部改正して、御提案の趣旨のものを解決しようとするべからぬ、こういうふうに行われたいは考へておられるのであるが、建物は別として、そういうふうに行つておられるのであるが、これに対するあなたの方の御研究はどういうふうであるか。

それから第二点は、原則として御訂正の通りに、本法案を通過後適用して、土地収用法を準用するんだ、こまかく見て行けばすぐわかるのであります。具体的にはどういふ問題だか、あるいはどういふ問題等に準用するのか、もう少しその点を詳しく説明願ひたい。

○長岡政府委員 土地につきましては先ほども申し上げました通り、土地

と建物と双方同じこととございませうが、土地収用法の多くの規定を適用することになるのでございませうから、ある意味におきましては、御意見の通り土地だけに於いて考えますならば、土地収用法だけの改正でも済むのではなからぬかという御意見はごもつともだと思ひます。その意味におきまして、建物と同様な歩調をとりませうためにこれを本法にとりまてました次第でございます。

それから第二点につきましては、土地収用法の規定を適用いたします一番おもなる点は、使用いたしますにいたしましても、収用いたしますにいたしましても、そのときの補償の問題につきまして、これは土地収用法によりまして、無理のない委員会の利用、こういったことがこの土地収用法の規定を適用いたしますまいでございませう。この点につきまして、使用なり収用の場合に一番問題の起るものでございませう。不平が一番起りやすいのでございませうから、この点について無理のないように措置いたしたい、こういう考えで土地収用法の規定を多く準用してゐる次第でございます。

○上林山委員 そうであればあるほど私の言う意見が最も妥當な意見であるかのように私は考へるのであります。この問題については、この次の委員会においてさらに質疑を継続することにいたしました。最後に一点お伺ひいたしたいことは、建物の返還に際し、建物の使用中その改良のための有益費が費されたことによつてその建物の所有者に利得が生じているときは、その利得の生じておる限度によつて利得金を国に納めなければならぬという

○上林山委員 たいだいまの説明員の説明の通りで政府委員は承認しておられるのか。説明員の説明では、あくまでも本法案を原則として適用するのである、土地収用法は原則として適用するのではなくて準用するのである。こういう説明であるが、そうであるかどうか。

○長岡政府委員 私の説明がまことに不十分でござつたので、誤解をお招きしたかと思ひます。(違ふ)違ふはなさい、このプリントにも原則として適用すると書いてある(違ふ)違ふ者あり)それはたいだいま説明員が申し上げました通り、土地収用法を補充的に適用する意味でございますが、原則的に説明書にも書きましたのは、大部分の規定が土地収用法の規定を適用いたしておりますために、さういふ言葉を使ひました次第であります。

○上林山委員 たいだいま訂正をされたので、その点は一応了といたしますが、あまりにも私は説明が不親切であるというか、錯覚の上に立つた無理な説明をしようとしておられるのごとく考えましたので、質問申し上げたわけがあります。そこでさらに申し上げたいことは、私が申し上げました土地収用法を原則として、そうして土地に關する限り土地収用法を一部改正して、御提案の趣旨のものを解決しようとするべからぬ、こういうふうに行われたいは考へておられるのであるが、建物は別として、そういうふうに行つておられるのであるが、これに対するあなたの方の御研究はどういうふうであるか。

それから第二点は、原則として御訂正の通りに、本法案を通過後適用して、土地収用法を準用するんだ、こまかく見て行けばすぐわかるのであります。具体的にはどういふ問題だか、あるいはどういふ問題等に準用するのか、もう少しその点を詳しく説明願ひたい。

○長岡政府委員 土地につきましては先ほども申し上げました通り、土地





つておるようにならうので、はつきりと二人に答える意味で答弁してもらいたい。

○川田政府委員 たいまは建築物を含まないという意味でございまして、土地だけ切り離せば土地收用法という線でも行けるかもしれないのです。が、建築物を含む関係上、一括してこの特別法案によつて処理することが適当であらう、このように意見でございまして。

○上林山委員 その点は、建築物を除外して一応土地に関する限りということ、私の質問の趣旨もそうであつたし、村瀬委員の質問の趣旨もそうであるのであるが、土地收用に関する土地についてのはつきりした答弁を私は聞いておるのであります。その点を明瞭に願いたい。おそらく村瀬委員もそういう趣旨であると思つております。

○村瀬委員 この問題は非常に大事な問題であります。政府の方におかれていろいろ御研究を要する問題かと思つて、次会までに十分の御調査を願つて、明確な表現方法も研究なされて、はつきりとした御答弁を願つたいと思つて、この点だけは次会に御答弁を願います。本日必ずしもこの場で御答弁の要求をいたしません。

そこでまづたく観点をかえまして、別の問題をつつ伺つておきたいのであります。行政協定の交換公文——テスタ代表から岡崎國務大臣あての書簡を見ますと、一番しさいに書いてあるのではありませんが、「日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和條約の効力発生の日以後九十日以内に成立しないもの

の使用の継続を許されれば、幸でありませぬ。と、デイン・ラスク氏から岡崎勝男殿あてに書簡を出しておる。それに対し、岡崎國務大臣からラスク代表あての書簡には、それをただちに受けまして、「平和條約の効力発生の日以後九十日以内に成立しないもの使用の継続を合衆国に許すことを、日本国政府に代つて、確認する光榮を有します」といふ書簡を出してあります。それには期間が全然明記されてありませぬ。ところがこの附則の第二号によりまして、「六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ、一、一六箇月という期間をはつきり」と日本の法律で定めようとする。これは書簡でありまして、條約ではないといひますけれども、こういう場合の書簡は、いわゆる條約に付随したものでありまして、相当國際信義上守らねばならない部分があると思つてあります。一方では期限が付してない。日本国政府にかつて確認する光榮を有すると岡崎國務大臣は言つておるのに、この法律で六箇月と区切る、こういうことは、將來いかなる場合に、行政協定の内容にどうあろうと、日本は日本の法律ででき行くのだ、こういう断固たる政府の勇猛心をここに表わされたものであるかどうか。根本的な國際慣行、並びに國內法との関連について明確な御意見を伺いたい。

○榎道政府委員 たいまはの書簡に關しまする答弁は、私からすべきではないかもしませんが、考え方をいたしました。先般他の委員会におきまして、その点私質問にあつたのであります。そのときに、書簡は書簡であります。とにかく一種の國際約束でございます。しかしながら、國民の権利義務に關係があることを政府が強行するといふようなことは、新たな立法措置なくしてはとつて行ひ得ないものであつて、たとえば一事務を扱います特別調達庁といたしまして、その書簡だけでは、民間家屋等の接收に類する行為をいたすことはできません。はつきり申し上げた次第でございませぬ。従ひまして、もし今後軍のためにも引き続き使用せしむる必要があるといふ場合に、その事実により、また交換公文の趣旨に基いて具體的の措置をします場合には、必ずや現在提案に相なつておられます法律案のごとき法律を要する、こういうふうな考へておつた次第であります。

○村瀬委員 はたはだ核心を得ない御答弁と思つて、これは適當な機会に大臣の出席を求めて、明確な政府の方針を聞かねばならぬことにもなると思つてあります。

そこでなほ伺つておきますが、この六箇月という期限を設けられたのは、これは日本の關係住民を保護する意味であるか、それとも安全保障條約第三條に基く行政協定の区域、施設等を早くきめるのに便宜のためであるか、どつちの精神からきめられたものであるか、それを伺つておきたいのであります。

○榎道政府委員 實はこの六箇月と考へますことは、考へ方といたしましてはいろいろあると思つてあります。三箇月でよいじやないかという考へ方もございませぬ。一箇月でよいという考へ方も考へ得ると思つてあります。何しろ現在連合國軍に提供いたしてあります土地建築物が相当件数ございませぬ。建物につきまして二千数百件ある次第であります。これは行政協定ができまして、ただいま準備作業中でも鋭意交渉いたしておる次第であります。大分返されるものはあるであらうといふ予想でございませぬ。しかし今御指摘の交換公文にありませぬ、続けて使つていふものがございませぬ、場合に、この話合ひをつけますのに相當の手数と日数を要します。もしその間に話合ひがつかせませんと契約の空白の期間がございませぬ、これは自他とも非常に迷惑な話でございませぬ。六箇月ありませぬならば、さうな迷惑をかけることはあるまいかと考へます。なおたたいま御指摘になりました交換公文の点につきまして、六箇月ありますならば、その間に合同委員會の話のつかぬといふようなことも解消いたしました。條約上の義務を果すことにも相なると考へましたので、六箇月といたした次第であります。ただわれわれといたしましては、この六箇月の期間中に、新しいベースに立ちまして所有者と新しい契約をいたします。従来の契約條項につきましてもいろいろ改正すべき点もございませぬ、こういうものを改正いたしまして、早く契約を締結いたしまして、この期間一は必ず使、かような考へでおるわけではございませぬ。最悪の場合に、ただいま申し上げました空白の時期ができて迷惑をかけるようなことがあつてはならぬ、かように考へました結果、この規定を設けた次第でございませぬ。

○村瀬委員 私の質問に對しましての御答弁はそれで満足であります。続いてもう少し掘り下げて質問をいたしたのであります。いづれいづれ政府側においても勉強なさつて次の機会に出られるでありませぬから、私にこれに関する質問を留保いたしまして、次に進んでおきます。

最初読み上げました岡崎國務大臣の二月十四日の御答弁によりまして、ともかくも自由意思で、對等の獨立國で、二つの法人格という意味で契約をするのだ、こういうことであつたのであります。今の政府の御答弁の中に、建築物が非常に多いといふことでもあります。その建築物はこの際當然いふゆる對等の立場で、家主と借主というやうな形で一応すべてを御破算にして、料金なり家賃その他をきめるべきであると思つてあります。さういふ手續をおとりになる方針であります。か。今非常に件数が多いとみすから御答弁になりました。それらの人々もさうして行政協定もできまして、平和條約も発効すれば一応自分の家はもどしてもらえると思つては當然であります。その処置はどういふふうになさつておるのであります。またそれをなそうとするのであります。

○榎道政府委員 この六箇月の期間におきまして、新たに政府と所有者の間に契約を取結ぶという場合におきましては、従来の契約がはなはだ一方的な書き方がされておつた点もありません。で、こういう点はできるだけなくしたと思つて、また家賃、地代等の問題につきましても、所有者において不服、不満の面もある關係上、家賃や地代の増額という面もあわせて考へして、新たな契約を結びたい、こう考へておられます。

○松本委員 残余の質疑は次会に行うことといたします。次会は明日午前十時より開くこととし、本日はこの程度で散会いたします。午後零時三十三分散会

昭和二十七年四月十九日印刷

昭和二十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局